

いわき市から3週間程度の自主的避難をした家族4名（子3名とその親権者）につき、子3名の定額賠償金とは別に、親権者の生命身体的損害等の実費相当額等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）申立人X1分

ア 避難費用	8,400円
イ 生命・身体的損害	853,599円
ウ 就労不能損害	74,078円
エ 精神的損害	40,000円
オ 弁護士費用	26,882円

（2）申立人X2、同X3及び同X4分

中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用
1,800,000円

2 期間

自 平成23年3月11日
至 平成23年12月末日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金2,802,959円の支払義務があることを認める。

第3 本払補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、本払補償金として、金1,880,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限

り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月4日

(仲介委員 尾野恭史)